

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成19年10月18日(2007.10.18)

【公開番号】特開2006-72548(P2006-72548A)

【公開日】平成18年3月16日(2006.3.16)

【年通号数】公開・登録公報2006-011

【出願番号】特願2004-253198(P2004-253198)

【国際特許分類】

G 06 F 21/20 (2006.01)

G 09 C 1/00 (2006.01)

【F I】

G 06 F 15/00 3 3 0 A

G 09 C 1/00 6 4 0 E

【手続補正書】

【提出日】平成19年8月31日(2007.8.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

外部端末からの要求に応じて、少なくともひとつ以上の独立したサービスを実行するサービス手段を備えた情報処理装置であって、

前記サービスを実行する前にセキュリティ処理を実施する複数種類のセキュリティ手段と、

前記サービスに対応したセキュリティ処理呼び出し手続きが記述された情報である第1の情報を格納する第1の格納手段と、

前記第1の格納手段から前記第1の情報を参照して、前記外部端末から要求されたサービスに対応したセキュリティ処理を行うセキュリティ手段を呼び出す機能及び、呼び出した前記セキュリティ手段から前記セキュリティ処理の結果を受け取り出力する機能を備える調停処理手段と、

前記調停処理手段が出力する前記セキュリティ処理の結果に応じて、前記サービス手段に対してサービスを呼び出す呼び出し手段と

を具備することを特徴とする情報処理装置。

【請求項2】

前記外部端末の利用者別又は前記利用者の属性別に前記サービス別のセキュリティを定める情報である第2の情報を格納する第2の格納手段を更に具備し、

前記セキュリティ手段は、前記第2の格納手段から前記第2の情報を参照することで、前記利用者又は前記利用者の属性に応じたセキュリティ処理を更に行うことを特徴とする請求項1に記載の情報処理装置。

【請求項3】

前記第2の格納手段から参照する前記第2の情報は、前記利用者別の前記サービスに対する利用制限を定める利用制限情報であり、

前記セキュリティ手段は、前記外部端末からの要求において、前記第2の格納手段から参照する前記第2の情報に含まれる前記利用制限情報で定まる前記利用制限を超える要求があれば、前記利用制限内の要求となるよう改編する機能を更に有し、

前記調停処理手段は、前記セキュリティ手段が改編後の改編要求を前記セキュリティ処

理の結果と合わせて出力し、

前記呼び出し手段は、前記調停処理手段が出力する前記セキュリティ処理の結果に応じて、前記サービス手段に対して前記改編要求に応じたサービスを呼び出すことを特徴とする請求項2に記載の情報処理装置。

【請求項4】

前記調停処理手段は、前記第1の格納手段から前記第1の情報を参照することで、前記第1の情報に記述された前記セキュリティ処理呼び出し手続きに従って、1つ又は複数のセキュリティ手段を呼び出し、呼び出された1つ又は複数のセキュリティ手段によるセキュリティ処理の結果を受け、当該結果を前記呼び出し手段へ出力することを特徴とする請求項1～3のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項5】

前記第1の格納手段に格納される前記第1の情報は、前記サービスを特定する情報と、前記サービスに対応するセキュリティ手段を特定する情報とを関連付けた情報をすることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項6】

前記第1の格納手段に格納される前記第1の情報は、外部端末から登録、更新、削除および有効化の設定が少なくとも可能な情報をすることを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項7】

前記第1の格納手段に格納される前記第1の情報は、構造化言語で記述されていることを特徴とする請求項1～6のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項8】

前記セキュリティ手段は、前記セキュリティ処理として前記サービスを要求する利用者の認証処理及び前記サービスの有する一部または全部の機能の利用を制限する制限処理を行うことを特徴とする請求項1～7のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項9】

前記第2の格納手段に格納される前記第2の情報は、外部より登録、更新、削除および有効化の設定が少なくとも可能な情報をすることを特徴とする請求項2～8のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項10】

前記第2の格納手段に格納される前記第2の情報は、構造化言語で記述されていることを特徴とする請求項2～9のいずれか1項に記載の情報処理装置。

【請求項11】

前記第2の格納手段に格納される前記第2の情報は、構造化言語で記述されていると共に、前記外部端末からの前記要求は、構造化言語で記述されており、

前記セキュリティ手段は、前記外部端末からの前記要求において、前記第2の格納手段から参照する前記第2の情報に含まれる前記利用制限情報で定まる前記利用制限を超える要求があれば、前記利用制限内の要求となるよう前記構造化言語により改編することを特徴とする請求項3に記載の情報処理装置。

【請求項12】

外部端末からの要求に応じて、少なくともひとつ以上の独立したサービスを実行するサービス手段と、前記サービスを実行する前にセキュリティ処理を実施する複数種類のセキュリティ手段とを備えた情報処理装置を用いた情報処理方法であって、

前記外部端末からの認証情報を含むサービスの要求を受信する受信ステップと、

前記サービスに対応したセキュリティ処理呼び出し手続きが記述された情報である第1の情報を格納する第1の格納手段から、前記第1の情報を参照して、前記外部端末から要求されたサービスに対応したセキュリティ処理を行うセキュリティ手段を呼び出す呼び出しステップと、

呼び出した前記セキュリティ手段から前記セキュリティ処理の結果を受け取り出力する出力ステップと、

前記出力ステップで出力する前記セキュリティ処理の結果に応じて、前記サービス手段に対してサービスを呼び出す呼び出しステップと
を有することを特徴とする情報処理方法。

【請求項 1 3】

外部端末からの要求に応じて、少なくともひとつ以上の独立したサービスを実行するサービス手段を備えたコンピュータを、

前記サービスを実行する前にセキュリティ処理を実施する複数種類のセキュリティ手段と、

前記サービスに対応したセキュリティ処理呼び出し手続きが記述された情報である第1の情報を格納する第1の格納手段から前記第1の情報を参照して、前記外部端末から要求されたサービスに対応したセキュリティ処理を行うセキュリティ手段を呼び出す機能及び、呼び出した前記セキュリティ手段から前記セキュリティ処理の結果を受け取り出力する機能を備える調停処理手段と、

前記調停処理手段が出力する前記セキュリティ処理の結果に応じて、前記サービス手段に対してサービスを呼び出す呼び出し手段と
して機能させることを特徴とするプログラム。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 0

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 0】

また、本発明によるプログラムは、外部端末からの要求に応じて、少なくともひとつ以上の独立したサービスを実行するサービス手段を備えたコンピュータを、前記サービスを実行する前にセキュリティ処理を実施する複数種類のセキュリティ手段と、前記サービスに対応したセキュリティ処理呼び出し手続きが記述された情報である第1の情報を格納する第1の格納手段から前記第1の情報を参照して、前記外部端末から要求されたサービスに対応したセキュリティ処理を行うセキュリティ手段を呼び出す機能及び、呼び出した前記セキュリティ手段から前記セキュリティ処理の結果を受け取り出力する機能を備える調停処理手段と、前記調停処理手段が出力する前記セキュリティ処理の結果に応じて、前記サービス手段に対してサービスを呼び出す呼び出し手段として機能させることを特徴とする。